

2025・1 No.344



あつぎ

法人ニュース



雪の宮ヶ瀬 (写真提供 清川村)

誌 上 年 賀

明けましておめでとうございます

会員の皆様におかれましてはご家族おそろいで健やかに新春をお迎えることとお慶び申し上げます

昨年は大きな地震で始まり日本中が異常気象による猛暑や災害に苦勞し防災対策の必要性を改めて再認識する一年となりました

さて本年の干支の巳年ですが蛇の習性から「再生や変化を繰り返しながら発展してゆく年」と考えられています

干支にあやかり本年が会員皆様方のご事業の益々のご発展とご家族のご繁栄をお祈り申し上げます

本会といたしましては「健全な経営 正しい納税 社会の貢献」を柱に新たな会員獲得により法人会の輪を更に広げ会員相互の交流をより一層深めて参りますので引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます

結びにあたり皆様にとりましてより良き年になりますようご祈念申し上げます

令和七年 元旦

公益社団法人厚木法人会 会長 黄金井 康巳



謹んで新年のお祝いを申し上げます

旧年中は公益社団法人厚木法人会の皆様方には、税務行政全般に渡り深い御理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて税務署では「あらゆる税務手続が税務署に行かずに行ける社会」を目指した税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として令和七年一月から提出者や提出方法等にかかわらず国税当局に提出される全ての文書を対象に控えへの收受日付印の押なつを行わないこととなりましたので何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます

本年が公益社団法人厚木法人会の会員の皆様にとりまして幸多き年となりますことを心から祈念いたします

令和七年 元旦

厚木税務署署長 中村 正人



栄えある受彰 おめでとつびげざいます

納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に 功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式(厚木税務署)

去る11月8日、厚木商工会議所大会議室において、厚木税務署納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られました。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

- ◎厚木税務署長 表彰受彰者(敬称略)
関原 敏文 (株)セキトウエーブ
- ◎厚木税務署長 感謝状受彰者(敬称略)
竹内 正 (株)SunBrain

- 細山 信 (有)細山電気
- 中村 真紀子 (株)七沢荘



■納税功勞表彰式(神奈川県知事)

11月22日、神奈川県庁大会議場において、神奈川県知事納税功勞表彰式が行われ、浅岡副会長が知事表彰を受彰されました。

- ◎神奈川県知事 納税功勞表彰受彰者(敬称略)
浅岡 國芳 (株)アールアサオカ
- 納税功勞表彰式
(神奈川県厚木県税事務所)

11月28日、神奈川県厚木合同庁舎において、令和6年度納税功勞表彰式が行われ、吉橋副会長が所長表彰を受彰されました。

- ◎神奈川県厚木県税事務所 納税功勞表彰受彰者(敬称略)
吉橋 重行 (株)コジマホールディングス



フォト・トピックス

◀地域ふれあい講演会

10月23日、レンブラントホテル厚木において、本会主催の第19回地域ふれあい講演会を開催しました。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。今回は、俳優・気象予報士の石原良純氏を招き、「どうなってるの？近年の異常気象」をテーマにオンライン配信併用で行い、約660名の参加者のもと、テレビ番組出演時と変わらぬ軽快なトーク術によりご講演いただいたこともあり大変好評でした。

なお、同講演会は、厚木市との共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体ならびに受託保険会社から協賛をいただきました。



◀租税教育用の下敷きを寄贈

源泉部会は、子どもたちの納税意識の向上のため、厚木愛甲地区(31校)の小学6年生を対象に、租税教育用の下敷き(約2600枚)を各小学校へ寄贈しました。



◀税を考える週間行事

国税庁の「税を考える週間行事」協賛事業の一環として、11月14日イオン厚木店前において、税金クイズを実施するなど街頭広報活動を行いました。



税務署からのお知らせ

令和6年分の確定申告はスマホとマイナポータル連携でさらに便利に！

マイナポータル連携のメリット

- ・医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ・確定申告書の該当項目へ自動入力
- ・作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ・書類の管理や保管が不要

マイナポータル連携の詳細はこちら



確定申告はスマホで簡単に

- ①「確定申告書等作成コーナー」にアクセス
- ②提出方法「マイナンバーカード方式」を選択し、マイナンバーカードをスマホで読み取り

- ③画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力

- ④e-Taxで送信



令和5年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

■厚木税務署「申告書作成会場」

申告書作成会場では、原則、スマホとマイナンバーカードによる申告となります。
開設 2月17日(月)～3月17日(月)

※土、日及び祝日を除く。ただし、
3月2日(日)は開場します。

受付時間 午前8時30分～午後4時

※相談は、午前9時～午後5時
持ち物 ①スマートフォン、②マイナンバーカード、③マイナンバーカード発行時に自身で設定したパスワード(利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書) ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

その他 申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券の事前発行申込は、国税庁のLINE公式アカウントからできます。

当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付していますが、無くなり次第終了となるほか、長時間お並びいただく場合があります。

問合せ先 厚木税務署
電話 (221) 3261(代表)

■問合せ先 厚木税務署

電話 (221) 3261(代表)

自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホからできます！

step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方	Androidの方
<p>Safari</p>	<p>Chrome</p>

作成前に申告書作成の流れを確認！

※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

顧客への
イメージアップ 術

ビジネスチャンスを決して逃がさない



経営コンサルタント 若水理恵子

目を閉じて想像してみてください。

目の前に、これからビジネスでお付き合いをしようと考えている二人の人物がいます。

一人は血色よい顔色で元気はつらつとした雰囲気の人。そして、もう一人は顔色が悪く、元気なさそうな雰囲気の人。

さて、どちらの方をビジネスの相手として、選ぶでしょうか？

ほぼ同じ取引条件下であった場合は、迷いなく前者を選ばれると思います。

それはどうしてでしょう

か？

人間は感情の動物であり、意思決定する際に、感情は70%の影響を及ぼすからです。

営業という職種があります。

単に、取引に関して、価格や条件だけで物事を決めようとするならば、相見積もりを取ったり、インターネットで検索した結果を検討することによって済んでいるはずで

しかし、ビジネスではそれだけで完結しない場合がほとんどです。

価格などの取引条件以外

のプラスアルファの何かが働いているからです。

それは、人間の感情に訴える部分なのです。

文頭の事例では、元氣澁刺に見えるからして健康(だろう)とのイメージ。継続的な仕事関係が構築できる(であろう)とのイメージ。

それらからして、相手への安心感や信頼感が生まれるので

似合う色と好きな色

そこで、目を閉じて想像してみてください。目の前にオレンジが2個あるとします。

一つは鮮やかな黄色のクロスの上に置いてあり、もう一つはくすんだグレイのクロスの上に置いてあります。

さて、いずれのオレンジを食べようと思いますか？

多くの人は鮮やかな黄色のクロスの上では、オレンジの色が映えてとてもおいしそうに見えるはずで、イタリアンレストランやファミレスなど、たくさん

るので

結果として、その方をビジネスパートナーとして選ぶのです。

そう(であろう)と感じた好ましい「印象」が、プラスの感情につながったのです。

そうした印象を与えるのに顔色は大きく影響しているのです。

食べてほしい！というコンセプトを持った飲食店のテーブルクロスに食欲を増進する黄色やオレンジが多用されているのは、こうした理由です。

私たちの顔色も、実は全顔の近くに持つてくる色によって、実際よりも顔色が輝いて健康的に見えたり、青ざめてきつく見えたり、黄ばんで疲れて見えたりするものなのです。

そして、そう見える内容によって相手に与える「印象」は、良くも悪くも大き

く変わってくるものです。

接客接遇や営業力を高める技術を教えておりますが、パーソナルカラーも取り入れていきます。

パーソナルカラーとは、似合う色を探す作業で、明度対比や彩度対比などの色彩学をベースにしたカラー分析です。

では、似合う色とはどういった色でしょうか。

それは、人から「いいね！」と言われる色であり、それは相手が健康的・清潔感・柔和・誠実さなどといったプラスの印象を持つてくれる「客観的」なものです。

そして、肌の色は人さまさまなので、似合う色の傾向も人さまさまです。なお、残念ながら似合う色と好きな色が重なるとは限りません。

好きな色とは、本人が見ていたり、身につけたりして気持ちよい「主観的」な色だからです。

当然、ビジネスにおいて

は「客観的」に見て、プラスの印象を持つてもらえる色を選ぶべきなのは、言うまでもありません。もちろん好きな色は色彩

■好印象の与えかた■

さて、その相手に与える印象ですが、人に対する印象を決定するのには、いくつかの要素があります。

目からの情報（顔色・顔つき・装い・立ち振る舞いなど）、耳からの情報（声の調子・言葉遣いなど）、話の内容（その人の経歴・仕事の内容など）の3つに大別されます。

アメリカの心理学者であるアルベルト・メラディアンの法則によると、それらの情報の割合は、目 \parallel 55%、耳 \parallel 38%、話の内容はわずか7%です。

会って数秒で決まるといわれる第一印象では、目からの情報をもっとも高い比率になるのです。

心理の側面から大事にしてほしいのですが、それはあくまでも自分の世界の中で楽しんでください。ビジネスでは別物です。

実問題として目からの情報がその人の印象、そしてその人に対しての感情に大きく関係している以上、相手に余計な不安を与えず、快く受け入れてもらえる見たい目を積極的に心掛けることは、社会人としての身だしなみと言ってもよいでしょう。

■TPOによって変わる「好印象」■

好ましい印象と一言で言いますが、TPOによって微妙に変わってきます。ビジネスにおいての例を挙げてみます。

目を閉じて想像してみてください。クレーム処理にいらしたビジネスマンの二人がいます。

お二人とも、お顔の色は健康的です。お一人は黒の

ちなみに、身だしなみとおしゃれにも大きな違いがあります。身だしなみは相手にとって好ましいものがあり、おしゃれは自分のためにするものです。

これも似合う色と好きな色の関係と同じように、客観的と主観的な違いがあります。

「客観的」に好ましい印象を持つていただけようにするためには、自分に似合う色や装いをするを身だしなみと捉え、積極的に取り入れて頂きたいと願っております。

ダブルのスーツを着こなし、ネクタイも鮮やかな色、話し方も立て板に水で、全くすぎがない雰囲気です。

もう一人は、紺のスーツに、ネクタイは淡い色で、話し方も表情も柔和な雰囲気の方。謝罪の言葉や内容は一緒です。

さて、どちらの謝罪の方が相手方の心に届きやすい

でしょうか？

多くの方は、後者の方に誠意がこもっているような印象をもたれるのではないのでしょうか？

謝罪に対する熱意は同じくらいだったとしても、目と耳からの情報に気持ちが大きく影響されるのです。

最初に会った方に、条件だけでなく、誠実さなど、相手の人間性も求められる場合は、冒頭に記したように人は感情70%ですから、自分のすきもないスタイルや話し方では、信頼感の前に警戒感を持たれることにもなりかねません。

無論、本格的なプレゼンや交渉の時には、毅然とした雰囲気が必要になります。それは信頼関係を構築した後のことです。

ビシッと決めて、己の姿を鏡で見て満足するのは、場合によってはただの自己満足といわれても仕方ありません。

それよりも人間関係の基礎作りも念頭に置いて、品

格あるソフト路線を意識したスタイルにすることの方がふさわしい場面も、営業の場では多々あるのです。例えば古くなりますが、

イラク戦争前後のブッシュ大統領も民衆に与える印象を意識して、開戦時には人心を鼓舞する赤いネクタイ、戦況が悪化すると同意を求める水色のネクタイ、軍隊を慰問する時には仲間意識を感じさせる軍服を身につけていました。

このように、時と場所と状況に応じて、相手が「こうであってほしい」と望む印象を与えられる色や装いを心掛けるようになれば、公私共にいかなる出会いも必ず有意義なものになるはずです。

営業の場面でも好印象を与えることを心掛け、商談を成功へ導いてください。そして、営業・商談の場は、会社を代表して臨んでいることを肝に銘じ、相手から好印象を抱かれるよう、努めてください。

65歳までの雇用確保義務化に向けて

高年齢者雇用安定法改正と 実務対応

令和7年4月1日

特定社会保険労務士 藤本紀美香

1 高年齢者を雇用するルール

従業員を雇う場合のルールは、実に多くの法律で定められています。

まず、一般的に基準とな

るのは労働基準法ですが、高年齢者の雇用についてはさらに「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、『高年法』）」という別の法律も適用されます。終身雇用制度を採用するほとんどの会社で定年年齢を定めていると思いますが、この「定年」に関する基準を定めているのも高年法なのです。

2 経過措置終了と高年齢者雇用確保措置の完全義務化

少し簡単なおさらいをしましょう。

平成16年の法改正（平成18年施行）により、高年齢者雇用確保措置は原則的に義務化されました。

具体的には、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度（再雇用・勤務延長）の導入、③定年制の廃止、こ

のいずれかを実施することが義務となりました。ただし、経過措置が設けられました。

法改正当時は、②の継続雇用制度の対象者を、労使協定締結により限定することができました。

会社が定めた成績や健康状態による基準を満たさない従業員は60歳で定年退職となっていたのです。

次に、平成24年改正です。特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げとあいまって、前述の労使協定を締結していたとしても、「年金支給開始年齢に該当する年齢までは継続雇用すること」が義務付けられました。

ただし、ここでも労使協定締結による経過措置は設けられ、年金支給開始年齢に達した後は、いわゆる会社が定めた基準により継続雇用の対象から外すことが可能でした。

そして、年金支給開始年齢が65歳に完全引き上げと

なる令和7年3月末をもってこの経過措置は終了するのです。

令和7年4月1日以降は原則通り、「希望者全員」を65歳まで雇用しなければならなくなります。

これが高年齢者雇用確保措置の完全義務化です。

なお、支給開始年齢の引き上げスケジュールは、男女で5年の差がありますが、高年法の経過措置は男性の引き上げスケジュールで統一されています。

3 会社が行うべき実務対応

高年法改正に伴い、会社が行うべき実務は主に3つあります。

①就業規則の見直し、②賃金体系の見直し、③勤務形態・職務内容の見直しです。

これらは密接に関係するものですので、何か一つあればいいというものではありませんが、一つずつ見て

いきたいと思えます。

①就業規則の見直しについては、まず法に準拠した内容にすることです。

現在経過措置を設けている会社については当該措置を削除し、希望者全員を65歳まで雇用する規則を追加する必要があります。

65歳までの雇用確保措置について会社の方針を決めかねている状態であったとしても、原則として就業規則は変更・遅滞なく届け出る必要があるからです。

もちろん65歳まで定年を引き上げる、あるいは定年制を廃止するのであれば、その内容に改正することになります。

これから述べる②③について検討し、必要であれば就業規則などに反映させることとなります。

次に、②賃金体系の見直しについて。

これまで会社で導入していた雇用確保措置をそのまま継続する場合は、特に大きな見直しはないと思われる

ます。

具体的には、60歳定年→65歳まで再雇用・継続雇用制度を導入していた会社は、これまでも一定程度の人員費はかかっていたわけですから、上限が64歳から65歳に1年延長するだけです。で、大きな変化はないでしょう。

大きな見直しが必要となるのは、定年延長や定年廃止といった制度に変更する会社です。

終身雇用制度を基本とする日本の会社では、入社から退職までの賃金カーブを設計しています。

ゴールが65歳以降に変更になる＝支払い期間が長期化するため、カーブの傾きを緩やかにする、役職定年制などを検討する必要があります。

また、注意したいのは賃金に関する変更が「不利益になっていないか」という点です。

同一労働同一賃金の考えに基づき、客観的・合理的な理由がなければ、労働

条件の不利益変更はできません。

客観的・合理的な理由とは、つまり勤務形態や職務内容による変更です。

③勤務形態や職務内容の見直しは、各社業務・職務の棚卸からスタートする必要があるですが、これまでの法改正や働き方改革関連

法施行の際に、ほとんどの会社でこの棚卸手順は対応済みだと思われます。

棚卸された業務・職務に対して、「高年齢者にどのような役割を期待するのか」を決定していく作業を繰り返していきます。

担当する業務・職務そのものの差だけでなく、そこに付随する責任による差も設けます。

専門性の高い職務・業務であれば、それを引き続き担当する段階と後進に引き継いでいく段階とでは責任は異なりますので、対する賃金に差を設けることができます。

職務に専念し、異動の対象にもならないという前提で賃金を設定することも可能です。

現役時代と担当する職務が異なる可能性があるのであれば、それに対応する一定の研修期間と、研修後でも賃金に差を設けることができるでしょう。

とくに、専門性を求められる職務・業務を担当してこなかった従業員であったとしても、長年培ってきたその会社独自のスキルがあります。

例えば、育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員を新たに雇用(派遣社員の受け入れ)するより、同じ会社にいた従業員の方が業務・職務に通じるものがあるのではないのでしょうか。

即戦力として同じレベルのパフォーマンスが出せないのは代替要員とて同じこととです。

体力・健康面、ライフスタイルとの兼ね合いなど、

本人の希望に沿って勤務体系も柔軟に変更できる体制が望まれます。

本人の希望を全てかなえる義務はありませんが、勤務時間の短縮が人件費の抑制に直接つながるという点は②と密接にかかわる重要な側面です。

雇用保険や社会保険に加入する要件を、「期待する役割(これくらいの労働時間に見合った職責をもたせる)」の基準の一つとすることも考えられます。

4 次の視点へ

もう一つ視点を加えて考える必要があるのは、70歳までの雇用就業確保努力義務です。

こちら、令和3年に法改正により努力義務になっております。

確保義務でないとはいえ、いずれ対応はしなければなりません。

ちなみに、70歳までの就業確保努力については、当

該対象者との業務委託契約の締結と、会社が取り組む社会貢献事業への従事制度も認められています。

依然少子高齢化は進んでおり、人手不足はすぐに解消されないのは明らかです。65歳までの雇用確保は当たり前の時代です。

「70歳までは努力だから」と対応をおざなりにするのはなく、いっそ70歳までの就業を視野にいたれた人事制度への取り組みを考えるべき時期にあると思われる

す。

これまで外注していた業務を内製化して、65歳超の従業員で対応することも可能ですし、業務委託契約に適した業務もあるでしょう。

現役時代と大きく業務が変わる可能性を考慮し、リスキリングの機会を準備することも必要ですが、従業員のスキル向上は会社にとっても望ましいことです。ぜひ、この機会を人手不足解消の一步だと捉えてみてください。

チャリティーパーティーを開催

12月4日、レンブラントホテル厚木において、チャリティーパーティーを開催しました。皆様からお預かりしたチャリティー金は、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市、愛川町、清川村へ寄付させていただきます。また、このたびご協賛いただきました企業の皆さま(下記の通り)誠にありがとうございました。

税理士法人あいかわ 様	(株)SunBrain 様
(有)神崎工務店 様	(株)野間工業 様
(株)市川屋 様	黄金井酒造(株) 様
(株)小島商店 様	(株)ハーモナイズ 様
(株)七沢荘 様	アブラック生命保険(株) 様
(有)グッドネス 様	レンブラントホテル厚木 様
(有)大橋硝子建材 様	大同生命保険(株) 様
(有)飯山倉庫 様	A I G損害保険(株) 様
厚木瓦斯(株) 様	(株)コジマホールディングス 様
(株)ノーマ 様	(有)エヌケイハウジング 様
(株)東明サイエンス 様	(株)アールアサオカ 様
日本フルハーフ(株) 様	(有)マルモ米穀 様
(株)厚木生花 様	(有)富塚豆腐店 様
(有)高畑造園土木 様	新川勉税理士事務所 様
(有)酒谷工務店 様	厚木法人会 正副会長会 様
(株)清川建設 様	



7つの間違い探し



二つの絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？

【作者紹介】神谷一郎 (かみや・いちろう) 専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

(答えは 11 ページにあります。)

◆ スケジュール ◆

新年賀詞交歓会《別紙参照》

◇ 1月30日(木) 17時00分

会場／レンブラントホテル厚木

決算法人説明会

◇ 2月7日(金) 13時30分

会場／厚木商工会議所

源泉部会研修会《別紙参照》

◇ 2月13日(木) 15時00分

会場／厚木アーバンホテル

決算法人説明会

◇ 3月3日(月) 13時30分

会場／厚木商工会議所

会員交流会(新入会員歓迎会)《別紙参照》

◇ 3月19日(水) 17時00分

会場／厚木商工会議所

※いずれも事前のお申込みが必要です。

(定員になり次第締め切ります)

【事務局からのお願い】

会社名、代表者名、所在地、資本金等が変更された場合は、法人会事務局(電話221-1055)までご連絡をお願いいたします。

無料相談のご案内

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局（Tel221-1055）または下記事務所へお電話してください。

■浅岡信一税理士事務所

厚木市旭町2-2-18
電話（046）229-7030

■税理士法人あいかわ 和田明

愛川町春日台5-4-8
電話（046）286-2256

■ライトハウス税理士法人

厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話（046）222-8800

■八木章 司法書士事務所

厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話（046）297-3105

■司法書士 石垣公雄事務所

厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話（046）221-5556

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

●間違い探し『白浪五人男』の答え

- ①カサの柄(左上) ②塔(左上)
- ③額の傷(中上) ④カサの「ら」の字(右上)
- ⑤桜の花びら(左中) ⑥桜の木(中下)
- ⑦着物の波柄(右下)

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから 無料で視聴できます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。



多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

ホームページも是非ご覧ください。

厚木法人会

検索



<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>

新入会員紹介

期間[R6年9月～R6年10月]

地区・支部名	会 員 名
睦 合 南	株式会社 島田電気工業
南毛利北西	ワイツースマートメディア
愛川 第 1	モスグリーン

※機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

各種お申込み、お問い合わせについて
公益社団法人 厚木法人会

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15(厚木商工会議所3階)
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808 E-mail info@a-net.or.jp

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



納税には ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



作成コーナー
はこちら

マイナポータル連携
の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

